

## 中長期ロードマップの策定について

平成23年12月26日

内閣官房

経済産業省

## 1. 概要

第22回原子力災害対策本部会合(12月16日開催)において、同発電所が冷温停止状態に達したこと等からステップ2の完了を確認し、原子炉は「廃炉に向けた段階」へと移行。

また、ステップ2完了以降の体制として「政府・東京電力中長期対策会議」(共同議長:枝野経済産業大臣、細野原発事故収束・再発防止担当大臣)の設置を決定。

12月21日に同会議の第1回会合を開催し、「中長期ロードマップ」と、その実施管理体制を決定。また、その決定に際し、枝野経済産業大臣及び細野原発事故収束・再発防止担当大臣から9項目の指示が出された(別紙1)。

## 2. 中長期ロードマップについて

別添参照。

## 3. 中長期ロードマップの実施管理体制について

「政府・東京電力中長期対策会議」の下に、「中長期ロードマップ」における個別の計画毎の進捗を統括して管理する「運営会議」(共同議長:園田内閣府大臣政務官、北神経済産業大臣政務官)と、技術開発プロジェクトの管理をする「研究開発推進本部」(本部長:北神経済産業大臣政務官)を設置し、中長期ロードマップの着実な実施を担保する(別紙2、3)。

当面、各々を毎月1度開催し、分野毎の進捗状況を確認しながら検討を進める。

## 中長期ロードマップ決定に際しての細野大臣、枝野大臣からの指示

政府・東京電力中長期対策会議において「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を決定するにあたり、東京電力、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院に対し、同会議の下に設置した運営会議や研究開発推進本部を通じて関係組織と連携し、それぞれの役割を果たしながら的確に取り組むことに加え、特に当面留意すべき点を指示する。

- 作業安全の確保、作業員の待遇向上、作業・執務環境の放射線量低減策を着実に実施すること。
- 第1期に行う使用済燃料プール内の燃料取り出し開始については、
  - 4号機及び3号機について、作業安全、被ばく管理、プールの健全性確保を徹底しつつ、可能な限り早期に計画を進めること。
  - 1号機及び2号機について、建屋内除染に可能な限り早期に取りかかるとともに、これを踏まえて計画を具体化すること。
- 滞留水処理計画については、処理水の放射性物質の濃度を十分に低くして管理するための多核種除去設備の設置や現行設備の信頼性向上に直ちに取りかかること。
- 燃料デブリ取り出しに向けては、その準備作業の鍵となる建屋内の除染や遮へいに可能な限り早期に取り組むこと。また、我が国技術の粋を結集して、遠隔操作ロボットの開発を加速・実現すること。
- 実施体制を一層強化すること。特に、東京電力にあっては、専任組織を直ちに設置するとともに、円滑な取組に必要な権限を与えること。また、地元企業を含めた協力会社への十分かつ着実な支払いを実現すること。
- 中長期的な雇用規模の見通しを定期的に明らかにし、避難されている方がご帰宅されるに際しての参考となるようにすること。

- 国内外の英知を結集しながら計画を進めていく中で培っていく技術を、将来的に世界に向けて発信していくことも視野に入れて、研究拠点の整備を検討すること。
- 福島県や被災市町村等からのご意見も踏まえて計画を推進すること。
- 地元を含め国民の皆さまへの情報提供を通じて透明性を確保すること。

## 運営会議の設置について

平成23年12月21日  
政府・東京電力中長期対策会議

1. 第22回原子力災害対策本部(平成23年12月16日開催)において、「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(以下「中長期ロードマップ」という。)の進捗管理を、政府と東京電力株式会社が共同で実施していく体制として、政府・東京電力中長期対策会議が設置された。同会議の下で、中長期ロードマップにおける個別の計画毎の検討・実施状況を共有・確認することにより、進捗管理を行う場として「運営会議」(以下「会議」という。)を設置する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。
  - (1)共同議長： 内閣府大臣政務官  
経済産業大臣政務官  
東京電力株式会社 原子力・立地本部長
  - (2)顧問： 文部科学大臣政務官
  - (3)委員： 経済産業省 大臣官房審議官(エネルギー・環境担当)  
東京電力株式会社 福島第一対策担当部長  
原子力安全・保安院 首席統括安全審査官  
文部科学省 大臣官房審議官(研究開発局担当)  
独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事  
株式会社東芝 原子力事業部長  
株式会社日立製作所 福島原子力発電所プロジェクト推進本部長  
その他議長が指名する者
3. 会議の事務局を次に設置する。
  - ・事務局(政府側)：資源エネルギー庁 電力・ガス事業部原子力発電所事故収束対応室
  - ・事務局(東京電力側)：東京電力株式会社 廃止措置担当部著
4. 会議の準備のため、以下の項目毎に検討を進める。
  - ・循環注水冷却
  - ・滞留水処理
  - ・環境線量低減対策
  - ・労働環境改善
  - ・使用済燃料プール対策
  - ・燃料デブリ取り出し準備
  - ・放射性廃棄物処理・処分

## 研究開発推進本部の設置について

平成23年12月21日  
政府・東京電力中長期対策会議

1. 第22回原子力災害対策本部(平成23年12月16日開催)において、「東京電力(株)福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(以下「中長期ロードマップ」という。)の進捗管理を、政府と東京電力株式会社が共同で実施していく体制として、政府・東京電力中長期対策会議が設置された。同会議の下で、中長期ロードマップを実施するために必要な研究開発プロジェクト毎の検討・実施状況を共有・確認することにより、進捗管理を行う場として「研究開発推進本部」(以下「本部」という。)を設置する。
2. 本部の構成は、次のとおりとする。
  - (1)本部長：経済産業大臣政務官
  - (2)副本部長：内閣府大臣政務官  
文部科学大臣政務官
  - (3)構成員：経済産業省 大臣官房審議官(エネルギー・環境担当)  
東京電力株式会社 原子力・立地本部長  
文部科学省 大臣官房審議官(研究開発局担当)  
独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事  
独立行政法人産業技術総合研究所 理事  
株式会社東芝 原子力事業部長  
株式会社日立製作所 福島原子力発電所プロジェクト推進本部長  
その他本部長が指名する者
3. 本部の事務局を設置し、その構成は次のとおりとする。
  - (1)事務局長：経済産業省 資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力発電所  
事故収束対応室長
  - (2)事務局：本部の構成員が指名する者
4. 本部の下に、次のワーキングチーム及びタスクフォースを設置して進める。
  - ・使用済燃料プール対策ワーキングチーム
  - ・燃料デブリ取り出し準備ワーキングチーム
  - ・放射性廃棄物処理・処分ワーキングチーム
  - ・遠隔技術共通基盤タスクフォース